# 昭和二十二年法律第八十二号（国会予備金に関する法律） （昭和二十二年法律第八十二号）

#### 第一条

各議院の予備金は、その院の議長がこれを管理する。

#### 第二条

各議院の予備金を支出するには、事前に、時宜によつては事後に、その院の議院運営委員会の承認を経なければならない。

#### 第三条

各議院の予備金の支出については、これを議院運営委員会の委員長が、次の常会の会期の初めにおいて、その院に報告して承諾を求めなければならない。

# 附　則

この法律は、国会法施行の日から、これを施行する。